

職員の懲戒処分について（令和2年6月15日教育委員会議定例会）（議案第10号関係）

No.	No.1
処分年月日	令和2年6月15日
処分の種類	戒告
処分の理由	<p>担当業務の処理不適正</p> <p>(概要) 被処分者は、担当業務を次のとおり怠った。 (1) 平成30年度に担任した児童30名分の4教科各18枚分のワークテストを実施しなかった。 (2) 平成30年度の1学期に実施した児童30名分のワークテスト4枚分を採点せず、児童に返却しなかった。 (3) 平成30年度に担任した学級の児童30名分のドリル及びワークノート8冊を児童に返却しなかった。</p>
事件発生日	平成30年4月頃から平成31年3月頃
被処分者の年齢	49歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	教諭
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

職員の懲戒処分について（令和2年6月15日教育委員会議定例会）（議案第11号関係）

No.	No.2
処分年月日	令和2年6月15日
処分の種類	停職2月
処分の理由	教職員に対するセクシュアル・ハラスメント行為 (概要) 被処分者は、平成31年4月から令和2年3月にかけて、女性教職員に対し、不適切な内容のLINEメッセージを送信したり、頭をなでる、背中をさする、手を繋ぐ等の身体的接触を行い、当該女性教職員に強い不快感を与えた。
事件発生日 年月日	平成31年4月から令和2年3月
被処分者の 年齢	50歳代
被処分者の 性別	男性
被処分者の 所属	中学校
被処分者の職	主任主査
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)